

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付要綱

令和3年10月22日
宇佐市告示第260号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大に伴う社会的環境の変化により影響を受けた事業者の支援及び地域経済の活性化を目的に実施される消費喚起活動を支援するため、予算の範囲内で宇佐市地域消費喚起活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「消費喚起活動」とは、経済団体、その他の団体が商業活動の周遊性又は再来訪率の向上を図るために実施する共助活動をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に定める要件の全てを満たす団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の主旨に合った事業者支援につながる内容であること
- (2) 市内に本拠があり、市内の事業者が加盟していること。
- (3) 主たる構成員が同業種の事業者であること。
- (4) 構成員の共助を目的としていること。
- (5) 法人格又は規約を有していること。
- (6) 1年以上の活動実績があること。
- (7) 法令等を遵守していること。
- (8) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと。
- (9) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の目的を達成するため市長が必要と認める団体については、補助金の交付対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の関与が認められる団体
 - (2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員となっている団体
- (補助金の交付対象事業)

第4条 この補助金の交付を受けることができる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市民が広く参加でき、親しみやすい企画内容であること。
- (2) 市及び地元自治区並びに関連事業者の承諾を得て実施される事業であること。
- (3) 主催者に事業を適正に実施する能力があると十分に認められること。
- (4) 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 収支計画に妥当性があること。
- (7) 参加者及び出展者等に負担を求めるときは、その内容が妥当なものであること。
- (8) 感染症対策に関する国、県及び市の通知並びにガイドラインを遵守して企画されるものであり、公衆衛生及び危険防止等の安全対策が十分に講じられていること。
- (9) 令和4年3月27日までに実施される事業であること。
(補助金の額等)

第5条 補助金の対象経費は、消費喚起活動に要した経費（当該消費喚起活動に係る感染症対策に要する経費を含む。）から、次に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の主旨に合った事業者支援につながる内容であること
- (2) 飲食に係る経費及び団体の構成人に対する人件費、謝礼
- (3) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費など）
- (4) 資産形成に係る経費。ただし、感染症対策に係る備品購入経費等は除く。
- (5) その他市長が不相当と判断する経費

2 補助金の額は、前項の対象経費から当該消費喚起活動に伴う収入の額を控除した額とし、同一の団体につき100万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、事業実施の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し又はその他団体の設立が確認できる書類等
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第2号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請した者に通知するものとする。

3 市長は、前項の補助金の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すこと又は申請内容について変更を求めることができる。

(補助金の変更申請)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「認定活動事業者」という。）が、当該申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更申請書（様式第3号の2）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該認定活動事業者に申請事項について指示することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、これによって交付する補助金の額に変更が生じたときは、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金変更交付決定通知書（様式第3号の3）により、当該認定活動事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 認定活動事業者は、当該消費喚起活動が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書（様式第5号）

(3) 宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付決定通知書の写し

(補助金の請求)

第9条 認定活動事業者は、前条の規定による実績報告を提出した後でなければ補助金の交付を請求することができない。ただし、概算払によるときはこの限りでない。

2 認定活動事業者は補助金の交付の請求をしようとするときは、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求が適正な請求であったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の精算)

第10条 概算払により補助金の交付を受けた者は、事業完了後、宇佐市地域消費喚起活動支援補助金精算書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、認定活動事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 事業の施行方法や施行時期が不相当と認めたとき。

(2) 支出額が予算額に比較して減少したとき。

(3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) この要綱の規定に基づく条件、求め及び指示に従わないとき。

(5) その他、この要綱に違反したと認められるとき。

(権限移譲等の禁止)

第12条 認定活動事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

宇佐市長

あて

団体名

氏名

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付申請書

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

関係書類

- (1) 定款の写し又はその他団体の設立が確認できる書類等
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第2号の2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

団 体 名	
共催、後援、 協賛団体等	
事業名	
実施の時期	令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）
実施場所	
事業の趣旨、目的	
事業の内容、特色	
期待される効果	
周知、広報活動の 概要	

様式第2号の2（第6条関係）

収支予算書

収 入

（単位：円）

科 目	予算額	備 考
市補助金		
自主財源		
その他		
合 計		

支 出

（単位：円）

科 目	予算額	備 考
合 計		

様式第3号（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった宇佐市地域消費喚起活動支援補助金に
ついて補助金として金 円を交付します。

交付要件：

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

宇佐市長

あて

団体名
氏名

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金変更申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業の内容に
変更が生じたので、下記のとおり申請します。

記

変更の内容		
変更の理由		
補助金交付申請額	変 更 前	変 更 後
	円	円
※添付書類 1. 事業計画書（様式第2号） 2. 収支予算書（様式第2号の2） 3. その他市長が必要と認める書類		

様式第3号の3（第7条の3関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のありました宇佐市地域消費喚起活動
支援補助金について、下記の金額を変更交付します。

記

変更前	金	円
変更後	金	円
増減額	金	円

交付要件：

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

宇佐市長

あて

団体名

氏名

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、事業を完了しましたので、関係書類を添えてその実績を報告します。

様式第5号（第8条関係）

収支精算書

収 入

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	備 考
市補助金			
自主財源			
その他			
合 計			

支 出

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	備 考
合 計			

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

宇佐市長

あて

団体名

氏 名

印

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました宇佐市地域消費喚起活動支援補助金について、金 円の交付を請求します。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

宇佐市長

あて

団体名

氏名

宇佐市地域消費喚起活動支援補助金精算書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました宇佐市地域消費喚起活動支援補助金の精算書を提出します。

記

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 補助金交付決定額 | 円 |
| (2) 補助金確定額 | 円 |
| (3) 概算払を受けた額 | 円 |
| (4) 精算額 | 円 ((2)-(3)) |